

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を全員の正社員化を。

めいめい、均等待遇を。

なつて差別。

ユニオンは労基法裁判に勝利した。

# 支部の年繁要求書に対して 長中局から回答が行われる

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙「みらい」  
NO. 4306  
22年12月6日(火)  
Tel・Fax 095-828-1953  
文責 支部書記長

おはようございます。  
12月になり、集配関係でも年末年始繁忙期(以下年繁)に入りました。先週1日はゆうパック持出しのピーク予想日でした。特にゆうパックスの配達に携わった皆さん、長中局の指示は的確・適正でしたか？キャパオーバーなどで休憩が取れなかったという事はありませんか？大きな事故やお客様トラブルはなかったみたいですが、皆さんの感想を教えてください。  
支部は、年末年始の業務運行を確保し、良質なサービスを提供することが郵便局の使命だと考えます。その為には感染症防止策の徹底、必要な要員の確保、労働安全の徹底などが必要であり、業務に携わる社員の労働条件の向上が不可欠です。  
この考えに基づき支部は、10月31日に長中

## 年末始繁忙要求項目と長中局の回答(抜粋)

1. 元旦午前中の年賀状配達の縛りがなくなって久しい。集配営業部社員の1月1日の勤務は全員7時30分から8時からの勤務とすること  
局)1月1日については原則午前7時出勤としている
3. 昨年度、年末年始繁忙期間中において連続出勤が7日間を超えた社員数及び最長連続出勤日数を明らかにすること。\*昨年度は「必要な休日労働及び非番日労働は命じて行く」と要求の趣旨にそぐわない回答だった。各項目について数字を明らかにすること  
局)社員の連続勤務については健康管理面からも極力配慮する事とするが、必要な休日労働及び非番日労働は命じて行く
6. 昨年度の特別条項適用回数と適用に至った状況を明らかにすること  
局)特別条項については安易に適用するのではなく、真に必要な場合に適用する
7. 昨年度は一部の部で、12月の当初から特別条項を適用したケースがあった。特別条項の適用について長中局の考えを明らかにすること  
局)項番6と同じ
9. 今年度から超勤時に取得していた15分の休憩時間が無くなった。この為、日勤者が3時間以上の超勤をした際、連続6時間以上の勤務となる場合が想定される。休憩・休息についての考え方を明らかにすること  
局)各職場内に社員就業規則等を配備しており、休憩・休息の付与方法についても同規則等に則り適切に勤務時間管理を行う
11. 上記10の「超勤時における特例休憩時間」は、連続勤務を避ける意味からも非常に重要な休息となる。集配営業部で2時間以上の超勤が見込まれる場合には、16時45分から特例休憩を適用し休息を取得させること  
局)項番9と同じ
12. 郵便サービス見直しに伴う年末年始の業務運行の変更点を明らかにすること  
局)郵便サービス見直しに伴う年末年始の業務運行に変更点はない



局に対して25項目の「年繁要求書」を提出しました。この要求書について長中局から12月1日に回答が行われたので報告します(紙面の関係で掲載できない分は合わせて地下掲示板に張り出します)

今年度の年繁要求書では、  
・元旦の出勤体制  
・昨年度の年繁期間中7日間以上の連続出勤や3時間を超える超勤発令状況の開示  
・「特別条項の適用」についての考え方  
・勤務時間制度の見直しに伴う、超勤の場合の長時間対策について  
・郵便サービスの見直しに伴う年末年始の業務運行の変更点  
・新型コロナウイルス

長中局からは、要求書への回答と合わせて、年繁期間中の業務についての考え方や対策の説明がありました。  
これに対し支部は項番3が良い例だが、要求の内容に局の回答がそぐわ



感染防止対策を中心改善を求めました。

ないものが多い。また指摘しても支部組合員に関する数字だけ開示する。ルールかもしれないが、それだと職場全体の状況が社員に伝わらず、職場改善につながらないのではと抗議しました。  
その他、項番9「勤務時間制度の見直し」に伴う、超勤の場合の長時間対策については、疲労や集中力の低下から事故にもつながりかねない重要な問題だとして再度の説明を求めました。

